

【資料2】

横浜防災ライセンス青葉連絡会 委員各位

横浜防災ライセンス青葉連絡会
会長 工藤 昇

防災ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会との連携について（依頼）

これまで青葉区では、区内の地域防災拠点から訓練の協力依頼を受けて、防災ライセンスリーダーが資機材取扱い訓練の協力を行っておりましたが、近年では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域防災拠点訓練への参加が減少しているため、各地域防災拠点との連携が低下していることが大きな課題となっています。

つきましては、地域防災拠点運営委員会との連携強化を図るため、以下の各項目を重点に取り組みますので、御理解・御協力をお願いいたします。

1 地域防災拠点との連携

防災ライセンスリーダーは、区域内の地域防災拠点運営委員会の会合等に積極的に参加し、防災ライセンスの活動や取組等を紹介するなど、顔の見える関係づくりに努めてください。

2 発災時における役割分担について

発災時は、地域防災拠点の開設・運営は、地域防災拠点運営委員会が主体となって実施します。そのため、防災ライセンスリーダーは、地域防災拠点運営委員会と発災時における役割分担について、事前に協議しておいてください。

3 訓練の参加依頼について

地域防災拠点から直接会員あてに訓練の協力依頼が来た際は、他の防災ライセンスリーダーに声かけを行い、必要人数の確保に努めてください。

なお、必要人数の確保ができない場合については、下記「青葉連絡会」あて連絡をお願いします。

4 防災ライセンスリーダーが指導する資機材

- (1) 生活資機材（炊飯器、仮設トイレ、災害用地下給水タンク等）
- (2) 救助資機材（エンジンカッター、油圧ジャッキ、発電機、投光器等）

【防災ライセンス青葉連絡会】

会長 工藤 昇

【事務局】

青葉区役所総務課 岩崎、柄、松原
電話 978-2213 FAX 978-2410

令和3年度横浜防災ライセンス青葉連絡会活動報告について

1 総会

(1) 日時、場所等

令和3年6月に書面開催

(2) 議事

- ・令和3年度防災ライセンス青葉連絡会役員案について
- ・防災ライセンス青葉連絡会役員の選出方法について
- ・令和2年度横浜防災ライセンス青葉連絡会活動報告について
- ・令和3年度横浜防災ライセンス青葉連絡会事業・情報提供について

(3) 開催結果

総会員 242 名に郵送し、88 名の会員からご提出いただきました。
未提出の方については、154 名となりました。(未提出は賛成としました)
全ての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

(4) 主な意見

- ・救助資機材スキルアップ研修はぜひ実施してほしい。
- ・まかない君のマニュアルがないので提供してほしい。
- ・YouTube 等を利用したマニュアルの整備
- ・指導員のノウハウのデータ化
- ・区のホームページの充実
- ・研修会は年2回程度の開催にすれば参加者も増えるのではないか。

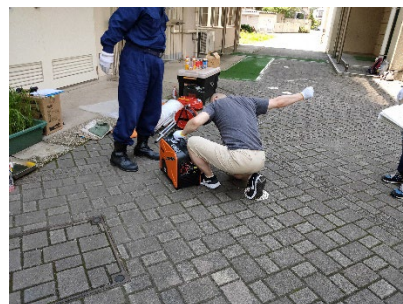
2 救助資機材取扱い講習会の開催

(1) 日時、場所等

日時：令和3年7月17日（土） 9時00分～12時00分

開催場所：桂小学校

参加人数：9名



(2) 研修内容

- ・エンジンカッター及び油圧ジャッキの取扱い
- ・投光器の取扱い
- ・ガソリン式発電機、ガス式発電機の取扱い

3 資機材講習用の動画撮影

(1) 日時、場所等

日時：令和3年11月10日（水） 9時00分～12時00分

開催場所：旧すすき野小学校

(2) 取扱い資機材

- ・移動式炊飯器（まかないくん）の取扱い
- ・ガソリン式発電機の取扱い

4 救助資機材スキルアップ研修の開催（例年2月に実施）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。

令和4年度横浜防災ライセンス青葉連絡会事業・情報提供について

1 事業案について

- (1) 地域防災拠点運営委員会に対する支援（通年）
 防災ライセンス青葉連絡会と地域防災拠点運営委員会との連携強化を図るため、地域防災拠点運営委員会総会で、横浜防災ライセンス青葉連絡会の活動紹介を行うとともに、令和4年度の各地域防災拠点訓練の支援を実施します。
- (2) 防災ライセンス青葉連絡会員に対するスキルアップ研修
 ア ハマッコトイレ設置訓練（12月頃予定）
 イ 災害用地下給水タンク訓練（12月頃 動画撮影予定）
 ウ 救助資機材取扱い訓練（2月頃予定）

2 情報提供

- (1) 地域防災拠点資機材の更新状況について
 新ガソリン式発電機3台、ガス式発電機3台
 全方位型LED投光器5台
 ※ 令和元年度から整備を開始し、令和3年度で全ての拠点に配備が完了しました。
- (2) ハマッコトイレ

年 度	地域防災拠点
令和2年度	みたけ台小学校、みたけ台中学校、さつきが丘小学校、緑が丘中学校、藤が丘小学校、東市が尾小学校、美しが丘東小学校、谷本中学校
令和3年度	奈良小学校、鴨志田第一小学校、山内小学校、新石川小学校、恩田小学校、鉄小学校、新石川小学校
令和4年度	あざみ野中学校、あざみ野第二小学校、あざみ野第一小学校、美しが丘小学校、山内中学校、荏子田小学校、黒須田小学校
令和5年度 (予定)	旧すすき野小学校、嶮山小学校、桂小学校、美しが丘西小学校、青葉台小学校、美しが丘中学校

※令和5年度までに全地域防災拠点の整備が完了する予定です。

3 市役所主催のライセンス講習会の開催について

令和4年度に、市役所によるライセンス講習会が開催されます。

公募型・・・一般公募型（年4回実施）

拠点型・・・ライセンスリーダーの少ない拠点を中心とした講習会
（年5回実施）

※開催予定は「別紙 令和4年度防災ライセンス講習会スケジュール」参照

地域防災拠点運営委員へ積極的に周知し、ライセンス取得者を増やします。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえ、開催が困難と判断した場合は、急遽中止となることもございます。何卒、ご理解ご協力お願い申し上げます。

令和4年度横浜防災ライセンス講習会スケジュール

事業名	講習会タイプ	日時		学校名	区名	住所	資機材
		年月日	時間				
指導員講習会 1	指導員講習会	令和4年5月14日(土)	9時～16時	消防訓練センター	—	戸塚区深谷町777	座学 +実技
指導員講習会 2	指導員講習会	令和4年5月28日(土)	9時～16時	消防訓練センター	—	戸塚区深谷町777	実技
指導員講習会 3	指導員講習会	令和4年6月4日(土)	9時～16時	消防訓練センター	—	戸塚区深谷町777	実技
資機材取扱講習会 1	拠点型	令和4年8月7日(日)	AM or PM	峯小学校	保土ヶ谷区	峰岡町一丁目10番地	生活 or 救助
資機材取扱講習会 2	拠点型	令和4年10月15日(土)	9時～12時	本郷台小学校	栄区	本郷台一丁目6番1号	生活
資機材取扱講習会 3	公募型	令和4年10月29日(土)	9時～16時	牛久保小学校	都筑区	牛久保一丁目23番地1号	両方
資機材取扱講習会 4	拠点型	令和4年11月13日(日)	AM or PM	左近山特別支援学校	旭区	左近山1011	生活 or 救助
資機材取扱講習会 5	公募型	令和4年11月26日(土)	9時～16時	平沼小学校	西区	平沼二丁目11番36号	両方
資機材取扱講習会 6	公募型	令和4年2月11日(土)	9時～16時	桜岡小学校	港南区	大久保一丁目6番43	両方
資機材取扱講習会 7	拠点型		AM or PM	瀬ヶ崎小学校	金沢区	六浦東三丁目2番1号	生活 or 救助
資機材取扱講習会 8	公募型		9時～16時	平戸小学校	戸塚区	平戸町542	両方
資機材取扱講習会 9	拠点型		AM or PM	阿久和小学校	瀬谷区	阿久和南4-8-2	生活 or 救助

今後の調整について(依頼) 【メ切】 4月15日(金)

【依頼内容】

拠点型実施区について、講習会の時間帯と資機材の種類のご報告をお願いします。(黄色マーカー部分です。)

※日にちが未確定の3区については、日にちの報告も併せてお願いします。

(時間帯)

公募型：「7:30～16:30」

拠点型：「7:30～12:30」(AM)

「12:00～16:30」(PM)

※講習会の準備・片付けの時間も含んでいます。

横浜防災ライセンス 青葉連絡会会則

（名称）

第1条 本会は、「横浜防災ライセンス 青葉連絡会」（以下「本会」という。）と称する。

（会員）

第2条 本会は、横浜市総務局が実施する「横浜防災ライセンス事業」において、資機材取扱指導員又は資機材取扱リーダー講習会を修了した者のうち、本会の趣旨に賛同する青葉区在住者（以下、会員という。）をもって構成する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連携の下、会員と地域防災拠点運営委員会との連携強化を図るとともに、会員の資機材取扱技術の維持及び向上を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 会員相互の連絡体制の整備
- （2） 地域防災拠点運営訓練等、地域防災活動への参加及び協力
- （3） 資機材取扱訓練会等の開催
- （4） その他、本会の目的達成のために必要な活動

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 理 事 若干名

2 役員は、会員の互選によって定める。

3 役員の任期は1年とする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまで引き続き在任するものとし、再任を妨げない。

4 任期途中で役員が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した会員がその職務を務める。

5 前項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とする。

2 総会は、会員をもって組織し、毎年度1回開催するものとする。ただし、必要な場合は、役員会の議決を経て臨時総会を開催することができる。

3 役員会、その他必要な会議は、随時開催することができる。

(総会)

第8条 本会の運営方針等の重要事項は、総会において決定する。

2 総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。

3 総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度については、設立の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、青葉区役所総務課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、役員会において別途定める。

(附則)

この会則は、平成23年3月11日から施行する。

(附則)

この会則は、令和元年3月11日から施行する。